

様式 2

知公第 55-8 号

県の回答（対応状況等）

令和 6 年 7 月 4 日

（ご意見標題） 県が管理する土地及び歩道への迷惑駐車への対応がされないことについて

（担当課） 土木建築部南部土木事務所

（ご意見要約）

豊見城市の長堂川沿いの河川管理区域を一部の市民（県民）が駐車場として使用しているの、速やかに駐車対策をとること。

（回 答）

ご意見のある豊見城市の長堂川沿いの通路の駐車対策については、過日より情報提供を受けているところであります。

情報提供を踏まえて、現地状況や関係資料の確認を行ってきたところ、当該通路が県、市の管理用地にまたがり、駐車対策の対応主体について検討が必要となっていることから、令和 6 年度上半期内を目標に対応方針を決定する予定であります。

引き続き、南部土木事務所が所管する道路、河川等の公共土木施設の維持管理行政につきましては、県民の皆様の安全・安心を確保しつつ、効果的で適正な利用が図られるよう努めていく所存でありますので、ご理解、ご協力の程よろしくお願い致します。